

日本体育大学紀要 (Bull. of Nippon Sport Sci. Univ.), 47 (1), 1-11, 2017

【原著論文】

学校運動部活動における重大事故と顧問の法的責任 — 一大分県竹田高校剣道部暴行・熱中症死亡事件裁判からの教示 —

南部さおり

スポーツ危機管理学研究室

A catastrophic affair in a school sports activity and legal responsibility of a teacher of a public school/a coach of a school sports; A fatal heat stroke case that is caused by violent kendo exercise

Saori NAMBU

Abstract: On August 22, 2009, during the kendo club activity in school, a 17-year-old male high school student suffered heat stroke. He was taken to the hospital, but died. His heat stroke was caused by an abusive instruction and negligence of a kendo coach and an assistant coach who were school teachers and local government employees. The parents of the student pursued their legal responsibility using various legal means such as a civil action, criminal complaint and appeal for review a procecutor's decision of non-prosecution to Committee for Inquest of Prosecution for more than seven years.

The Act concerning State Liability for Compensation provides that state or local government is liable for a compensation for damage due to wrongful conduct by public officials. When there was intent or gross negligence on the part of the public officer, however, the State or public entity shall have the right to obtain reimbursement from that public officer. Therefore, the student's parents take a legal action of resident's audit request (confirmation of the illegality that the local government has been defaulting on exercise of right of reimbursement for a long time) against Oita prefecture use as a last resort in pursuit of the personal responsibility of them. December 2016, the parents were able to get the court admit that the coach should take responsibility personally at last (but an assistant coach's responsibility was not accepted).

This was the extremely epoch-making judgment that authorized the responsibility of the public employee individual. It can be hope that this judgment will put a brake on the coach's abusive/inappropriate conduct in public school club activities. Oita prefecture, however, appealed against the decision on January 2016.

(Received: May 10, 2017 Accepted: July 21, 2017)

Key words: physical punishment, child abuse in sport, heat stroke, kendo (Japanese art of fencing), individual responsibility of teachers (local government employees)

キーワード：体罰，スポーツにおける虐待，熱中症，剣道，教師（公務員）の個人責任

緒 言

2009年8月22日，17歳の前途ある男子高校生，工藤剣太君が剣道部活動の最中に熱中症を発症し，搬送先の病院で死亡した。この熱中症は，顧問の暴力的指導によって「追い込まれた」結果であった。

2016年11月，剣太君の母が，本学で開催した「学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」において，当時の剣道部顧問の暴力・暴言の様子や剣太君が病院に運ばれた時の様子，そして亡くなってし

まった後について，つぶさにお話し下さった。参加した300名ほどの学生・教職員は，その話を涙ながらに聴いた。なお，この研修会では触れられなかったのが，工藤家が顧問・副顧問の法的責任を追求した壮絶な法廷闘争である。

本稿では，工藤家が剣太君の死の法的責任を学校管理者である自治体ではなく，「個人」に求めることにこだわり続け，ついに顧問の個人責任を肯定する画期的な判決を2016年12月22日に得るまでの軌跡，そしてその事実認定と法的判断について解説し，さらに本

件判決を出発点として、部活動事故・事件を起こした顧問がどのような場合に、どの程度の個人責任を負うべきなのかを明らかにしていきたい。

1. 大分県竹田高校剣道部熱中症・暴行死事件¹

高校2年生の工藤剣太君（以下「被害生徒」）は当時剣道部のキャプテンであり、三段の実力を有していた。夏休み中である2009年8月22日当日の剣道部の練習は、剣道場において午前9時頃に開始され、顧問（剣道七段）・副顧問（同五段）の立会のもと、被害生徒とその1歳下の弟を含む8名の部員が参加していた。なお、当時の外気温は30℃を超えており、剣道場は風通しの悪い状態であった。練習開始より午前9時55分頃まで、体操、素振り、足さばき等の基礎練習（胴と垂れを付け面は付けない状態）が行われ、その後、約30分間の休憩がとられた。10時25分、練習が再開され、面を着用して面打ち、切り返しの稽古が行われた。この際、顧問は、大きく行う面打ち、大きくゆっくり行う切り返し、大きく速く行う切り返し、一息の切り返しなどといった練習を指導していたが、被害生徒が一息の切り返しで息継ぎをしているとして、被害生徒のみに何度も一息の切り返しの練習を追加して行わせ、他の部員7名にその合否を判定させた。

午前11時頃からは、1対1で行う4人元立ちによる打ち込み稽古が開始された。この時も、顧問は被害生徒の打ち込みについて部員たちに合否を判定させた。何度も打ち込みを繰り返すうちにふらふらになり、技も覚束ない状態になった被害生徒の様子を見かねた1人の部員が、1人だけ「合格」としたところ、顧問は「それのどこが合格なんだ！」と叱責した。さらに顧問は、被害生徒の発声に問題があるとして部員全員に集合をかけ、集合しようとした被害生徒に向けて、パイプ椅子を投げ付けた^{註1}。被害生徒はそれを避け、椅子は足元に落ちた。そして顧問は被害生徒のそばに行き、その突き垂れを持ち上げ、むき出しになった喉付近を叩いている。

そして打ち込みが再開され、3人元立ち、女子部員2名を元立ちとした2人元立ちと続けられたが、この際、トイレで嘔吐する者など、明らかな体調不良者が被害生徒以外に2名出現していた。

そしてその後、有効打突を取って合格と判定された部員から抜けるルールになり、一人元立ちの打ち込みで被害生徒を含む3名が残され、最終的には2名が抜け、被害生徒のみが1人最後まで残された。こうして被害生徒は、何度か打ち込みを行っていたが、最終的に、面打ちについて、小技でしななければならないところを大技で、かつ元立ちをしていた女子部員が頭を押さえるほどの強い力で打ち込んだ。この打ち込みも、

面打ちが大技になったとして不合格とされた。被害生徒は、再度打ち込み開始場所に戻ったものの、「もう無理です」と顧問に告げた。しかし顧問は、「何言いよんのか。お前はキャプテンだろうが、お前の目標は何だ」と問い返し、被害生徒は「大分県制覇です。」「俺ならできる。」などと答え、練習を再開することになった。

元立ちが女子部員から2年生の男子部員に交代し、元立ちが先に発声したのに対し、被害生徒が発声を返さなかったため、発声を促すために元立ちが被害生徒の竹刀を払ったところ、被害生徒は竹刀を落した。しかしながら、被害生徒はそれに気づかないまま竹刀を構える仕草を続け、他の部員らがこれをたしなめてもなお、その仕草を続けるという明らかな異常行動を呈した。顧問は、このような異常な様子を見るや「演技じゃろうが」と言いながら被害生徒の右横腹付近を前蹴りし、同人はこらえきれずに倒れてしまった。他の部員が、倒れた生徒に対しコップで水を掛けると、生徒は面をはぎ取るように外し、次いで胴の後ろに手を回して一生懸命外そうとする仕草をし、さらに自らの太腿付近を両手で叩き始めた^{註2}。そして、生徒はようやく立ち上がったものの、ふらふらと壁に向かって歩き、壁に額を思いきりぶつけ、倒れた。生徒は額から流血して仰向けになったが、顧問は、この生徒の上にまたがり、駆け寄ってきた副顧問に対し「先生、これは演技じゃけん、心配せんでいい。」「これが熱中症の症状じゃないことは俺は知っている。」「演技じゃろうが。」などと述べながら、10回程度往復ビンタを行った。なお、この時点で11時55分頃、すなわち、前の休憩から1時間30分が経過しており、その間一度も被害生徒には水分を補給する機会が与えられていない。顧問はようやく、ここに至って生徒の異常に気づき、水分を与えたり保冷剤で被害生徒の額、頸部、腋の下、腿の付け根などを冷やしたり、扇風機の風を当てたりした。しかし生徒は飲んだ水を吐き、ついに顧問は「おまえもう無理なんか。」「救急車呼ぶんか。」などと声を掛け、意識の朦朧とした生徒の様子を見て、午後0時19分頃に救急車を要請、約5分後に救急車が到着、病院に搬送された。

しかし、病院では、被害生徒の症状が熱射病であると直ちに診断されることなく、2時間もの間に専ら経過観察とされ、冷却等の措置が遅れるなどの対応のミスがあり、午後6時50分頃、熱中症のうちでも最重度の熱射病によって死亡した。

II. 損害賠償請求訴訟

2010年3月、被害生徒の両親から、顧問・副顧問・県・市を相手取り、民事訴訟が提起された。請求の趣旨は、顧問及び副顧問について、被害生徒が剣道部の

部活動の練習をしている際に熱中症又は熱射病を発症したにもかかわらず、直ちに練習を中止し、医療施設に搬送し、あるいは冷却措置を実施するなどの処置を取らなかった過失があり、また、その後にCが搬入された被告豊後大野市が設置する病院の担当医について、熱中症又は熱射病に対する適切な医療行為を尽くさなかった過失があり、これらの各過失によって被害生徒が死亡するに至ったことの責任を各当事者に問うものであった。顧問及び副顧問については民法上の不法行為（民法709条）、大分県に対しては民法上の使用者責任（同法715条）及び国家賠償法1条1項の公務員の不法行為に対する賠償責任、病院についてはその設置者である被告豊後大野市に対する民法上の使用者責任を、それぞれ問うこととなった。

1. 顧問の過失

判決は、顧問につき、「本件事故日、剣道場内において練習の進行順序を決定するなどその全体を把握し、練習開始から部員らの動向を見ており、被害生徒が他の部員よりも多く打ち込み稽古をしており、練習の途中で「もう無理です。」と述べ、その後に竹刀を落としたのにそれに気付かず竹刀を構える仕草を続けるなどの行動を取っていたことも認識していた。このような状況を前提とすれば、A（顧問）は、遅くとも被害生徒が竹刀を落としたのにこれに気が付かず竹刀を構える仕草を続けるという行動を取った時点において、被害生徒が異常な行動を取っていることを容易に認識し得たといえる。そして、このような被害生徒の異常な行動が演技ではなく意識障害の発現であることは明らかであるから、剣道場内の温度、それまでの被害生徒の運動量、また、40分ごとに水分補給をすべきとされていたところ、練習が1時間以上に及んでいたことなどに鑑みて、被害生徒が熱射病（ないしⅢ度熱中症）を発症したことについてもやはり容易に認識し得たといふべきである。」「そうであるにもかかわらず、Aはこれを怠り、被害生徒に意識障害が生じた後も、打ち込み稽古を続けさせようとした。その後に被害生徒がふらふらと歩いて壁に額を打ち付けて倒れた際にも、それが被害生徒による『演技』であるとして、何らの処置も取らなかった。結局、被害生徒に意識障害が生じた後の午前11時55分頃から実際に救急車の出動を要請した午後0時19分頃まで、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送するという措置を怠ったものであり、この点において、Aには過失があったと認められる。」として、過失を認定した。

2. 副顧問の責任

「B（副顧問）は、竹刀を落としたのにそれに気が付

かず竹刀を構える仕草を続けるなどの被害生徒の一連の行動を見ており、かつ、それが異常な状態であるとの認識も有していたにもかかわらず、Aが練習を継続するのを制止し、あるいはAに練習の中止を要請するなどといった措置を何ら取っておらず、かつ、被害生徒が倒れるに至っても、Aと同様に、直ちに救急車の出動を要請するなどの措置を取っていないのであるから、上記注意義務に違反した過失がある」として、顧問と同様の過失を認定した。

3. 大分県の責任

竹田高校は県立高校であり、顧問も副顧問もいずれも公務員である。そのため、公務員による民法上の不法行為責任については、国家賠償法1条1項の「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」の規定に基づき、大分県が賠償責任を負うことになるため、顧問も副顧問も「原告らに対する不法行為責任を負わない。」とされた。

4. 病院（豊後大野市）の責任

「被告病院において医療水準に従った適切な治療が行われていれば高い確率で被害生徒を救命することができたとの事情が認められるとしても、被害生徒は、熱射病を発症することにより、そのまま放置されれば死亡するような状態になったものであるから、上記事情は、先行する顧問A及び副顧問Bの各過失と結果との間に因果関係が認められることについて、影響を与えるものではない。」としながら、「担当医師が被害生徒の被告病院への搬入後直ちに適切な冷却措置を開始していれば、救命され生存し得た高度の蓋然性があったものと認められる。」として、医師の過失と結果（被害生徒の死亡）との間には、相当因果関係があるとして、その設置者である豊後大野市にも損害賠償責任を認めた。

以上の判断により、大分県と豊後大野市は共同不法行為によって被害生徒の死という結果を招来したのであって、被害生徒の父母に対し、損害額のうち（独）日本スポーツ振興センターから支給された死亡見舞金を相殺した金額合計4,656万円余りを連帯して^{註3)}支払う義務を負うとされた。

III. 住民訴訟

1. 事実及び法的な前提

前項の「損害賠償請求事件」は、原告側の完全な勝訴であり、大分県及び豊後大野市は、ともに過失責任

を認め、控訴を行わなかった。しかしながら、被害生徒の両親は、顧問及び副顧問が何らの法的責任を負わないことを不服として、2013年4月、顧問らを相手どり、福岡高裁に直ちに控訴した。ところが、福岡高裁は国家賠償法によって県が公務員の賠償責任を負うのであって、公務員個人は不法行為責任を負わないとして2014年4月に控訴棄却、両親は直ちに上告するも、最高裁も同様の見解により2015年7月に上告を棄却した。

そのため、顧問らが法的責任を何ら取らないことに納得できない両親は、別訴一住民訴訟一を提起した。それが本訴、求償権行使懈怠違法確認等請求事件（「求償権訴訟」）である。

国家賠償法1条1項は上で示した通り、公務員の不法行為による被害者への賠償責任を国または公共団体（自治体）が負うものと規定しているが、続く2項には、「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定されている。求償権とは、他人の債務を弁済した者がその他人に対して有する償還請求権のことであり、この規定を字面だけなぞると、本件においては、大分県が肩代わりして支払った顧問・副顧問が本来負うべき2,328万円の債務について、顧問・副顧問個人に対して「返還せよ」と請求できるという趣旨となる。しかしながら、国・公共団体が肩代わりした公務員の債務はいかなる場合であっても返還させることができるとすれば、国家賠償法1条1項の意義は損なわれてしまう。そこで2項は、1項で単に「故意又は過失」とされていた要件を、さらに厳格に「故意又は“重大な”過失」としたのである。

そのため、本件訴訟ではまず、顧問及び副顧問が当時被害生徒に対して取った（取らなかった）行動が、単なる「過失」の域にとどまらず「重過失」であったとまで言えるのか、つまり、過失の注意義務違反の程度が甚だしかったのか否かということが問われることとなった。

2. 判決

2016年12月22日、本求償権訴訟に対する判決が大分地裁で言い渡された（以下「本件判決」）。本件判決ではまず、「前訴の経過」として、本件訴訟に先立つ損害賠償請求事件における地裁判決が認定した顧問の「過失」について、以下のように要約した。

「（被害生徒が竹刀を落した時点で熱射病発症を容易に認識し得る「意識障害」を呈していたとして）この時点で、直ちに練習を中止させ、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送し、それまでの

応急措置として適切な冷却措置を取るべき注意義務があったにもかかわらず、Aにおいては、被害生徒に意識障害が生じた後も、打ち込み稽古を続けさせ、その後に被害生徒がふらふらと歩いて壁に額を打ち付けて倒れた際にも、それが被害生徒による『演技』であるとして何らの措置も取らず、救急車の出動を要請するなどして直ちに医療機関へ搬送する措置を怠った点について過失がある。

そして、その上で、新たに本訴で実施した顧問の証人尋問の内容なども踏まえ、

「（顧問Aは、）被害生徒が竹刀を落したのにこれに気が付かずに竹刀を構える仕草を続けるといった行動を取った時点において、被害生徒の行動が熱射病に起因する意識障害の発現としての異常行動であることを容易に認識することができたのに、指導に熱中し、自身の経験を過信して、それを熱射病の症状と疑うこともなく、何ら合理的な理由もないのに、安易に演技であると決めつけ、練習を継続させ、救急車の出動要請までの時間をいたずらに浪費したものであり…加えて…異常行動を示していた被害生徒に対し、あろうことか、『演技するな。』などと述べながら、被害生徒の右横腹部分を前蹴りしたため、生徒はふらつき倒れた。さらに、立ち上がったものの壁に額を打ち付けて出血し、再び倒れた被害生徒に対し、その身体の上にまたがり、『演技じゃろうが。』などと言いながら、10回程度、その頬を平手打ちにしているのであり、その後、ようやく練習を終了させ、被害生徒に水分を取らせ、午前11時55分頃から、応急措置として保冷剤で冷やすとともに、大型扇風機を被害生徒に近付かせるなどしていたものの、しばらくした後、被害生徒が嘔吐するなどした様子を見て、午後0時19分頃になってようやく救急車の出動を要請したというのである。このようにAは、熱射病を疑わせる症状が次々とみられ、体温を下げることができずに時間が経過すれば、死亡する危険が高いといえる状態に至っていた被害生徒に対し、その症状を正確に把握せず、直ちに体温を下げるための適切な措置を取らなかったばかりか、その全身状態を悪化させるような不適切な行為にまで及んでいるのである。」

として、意識障害発現後において「何らの措置も取ら」なかったことに過失を求めた前訴判決より一歩進めて、Aの暴行、すなわち「その全身状態を悪化させるような不適切な行為」までをも認定した上で、「その注意義務違反の程度は重大であり、その注意を甚だしく

欠いたものということができる。」と、「重過失」を認定した。つまり本判決は、本件での顧問の一連の行為は、求償権の要件を十分に満たす「重過失」の域に達していたものと判断したのである。

他方で前訴判決は、副顧問 B につき、こうした被害生徒の異常な状態を目の当たりにして A を制止したり練習の中止を要請したり、救急車を要請したりしなかったとして明確な過失を認定していたものの、本件判決では、「顧問である A を補佐する立場であり、練習計画などは全て A が決定していたこと、剣道部の練習に参加する回数も限られていたこと」などを根拠に、「顧問である A の意向に反することは困難なものであった」として、重過失までは認められなかったとされた。

IV. 考 察

1. 公立学校教諭の体罰に対する法的責任

本件で、被害生徒の両親は、顧問・副顧問の法的責任を追求するために様々な法的手段を用いた。表 1 に示す通り、本件事故発生から判決に至るまで、7年以上もの長きにわたり、民事訴訟(②)、検察審査会への審査の申立て(④)、求償権訴訟(⑫)の三つの方法をもって、わが子が非業の死を遂げた責任を顧問・副顧問に対して問い続けているのであり、さらに今年1月に大分県が本件訴訟に対する地裁判決を不服として控訴したため、未だ(2017年9月現在)法的な決着はついていない状況である。なお、両親は、大分県より支払われた賠償金2,755万円^{註4)}余りの受け取りを拒否しており、県及び市はこれを供託所に供託したままとなっている。以下、それぞれの法的手段とその問題点について考察する。

(1) 損害賠償請求(民事)訴訟と国家賠償法

民法709条は、不法行為責任として、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定する。また、同法415条は、債務不履行責任として、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」と規定する。債務不履行とは、要するに「契約違反」のことであり、当事者が交わした契約を一方当事者が誠実に履行しなかったためにもう一方の当事者に損害が出たような場合に、損害を被った方が損害を与えた側に損害賠償を請求できるという趣旨である。この場合、通常は契約の不履行が故意または過失に起因していることが必要とされる。学校部活動における事故や体罰については、通常「在学契約」に付随する学校側の生徒に対する「安全配慮義務」の

表 1 大分県立竹田高校剣道部熱中症死事件の経緯

①	2009年8月	本件発生
②	2010年3月	顧問・副顧問・県・市に対し民事訴訟提起
③	2012年12月	顧問・副顧問を「不起訴」(嫌疑不十分)
④	2013年1月	検察審査会に申立て
⑤	3月	県と市に計4,656万円余の賠償(民事判決)
⑥	4月	顧問の個人責任を求め控訴
⑦	7月	検察審査会が『不起訴不当』を発表
⑧	2014年4月	控訴棄却・顧問の個人責任認めず
⑨	6月	顧問の個人責任を求め最高裁に上告
⑩	2015年1月	顧問を「嫌疑不十分」で再度不起訴処分
⑪	7月	最高裁が上告棄却・顧問の個人責任認めず
⑫	9月	大分県に対する住民監査請求訴訟
⑬	11月	同監査請求棄却
	12月	住民訴訟提起
⑬	2016年12月	住民訴訟で原告(遺族側)勝訴
⑭	2017年1月	住民訴訟・大分県が控訴

履行違反が問題とされる。

国家賠償法の存在意義としては、「加害公務員に資力がなければ被害者が救済されないことになるため、資力のある行政に賠償責任を負わせるため」⁴⁾だとか、「公務員個人が賠償責任を負わされたのでは公権力の行使が消極的になってしまい、公共の福祉のために望ましくないため」^{5,6)}だとか、縷々説明されているが、本件のような体罰事案(「消極的」とは真逆の権力行為)において、とりわけ被害者側が行政に責任を代位させることを欲しない場合には、これらの説明は何らの説得力も持ち得ない。

本件は、まさに公務員である顧問及び副顧問による不法行為によって、生徒の死という取り返しのつかない損害が出たものであるが、両名の行政処分(懲戒処分)は、顧問については部活動中の体罰を根拠として停職6か月間、副顧問については安全配慮義務を怠ったとして停職2か月と、生徒の両親にとっては耐え難いほどに軽微な処分⁷⁾にとどまったことから、せめて両人に対し財産的な制裁を与えたいと両親が考えるのも当然であろう。しかしながら、「あくまでも責任は顧問・副顧問個人が負うべき」と主張して、控訴審・上告審を戦い抜いたものの、国家賠償法1条1項により、いずれも個人責任の追及が否定されたのである。

国家賠償法1条1項の規定には、様々な問題点が指摘されている。例えば本件のように、公務員が「部活動顧問」という名の下に、およそ公務とはかけ離れた暴力的指導を行っていたような場合にも「公権力の行使」または「職務」に該当するののかについて、学説は激しく対立し⁸⁾、未だ決着をみていないが、裁判所は「前例主義」を以て無条件に公権力性を肯定し、公務員の個人責任を認定しようとし^{9,10,11)}ない。しかしこのことは、私立学校においては、教師個人が被害生徒に対し個人責任を負うとすることや¹²⁾、公立病院の医師による医療ミスの場合には公務員である医師個人が責任

を負うとする判断¹³と整合しないなどの批判がある。

部活動における体罰や安全配慮義務違反に基づく事件・事故の被害者はいずれも、加害教師の懲戒処分が軽きに失しており、さらに民事訴訟においては当事者性さえ失ってしまう傾向が強いため、加害教師が自らの過ちを反省する機会が与えられないまま現場復帰し、部活動指導を続けることに非常な危機感を持っている。被害者たちは、顧問に対する個人的な恨みの感情以上に、もう二度と自分たちと同じような辛い思いをする人間を生み出して欲しくないと切実に願っているのであって、そのためには事件・事故原因の徹底的な究明と当事者からの真摯な謝罪、事故の再発防止に向けての意欲が不可欠のことと考えている。しかしながら現実には、そのいずれも得られないのであって、被害者は被害とともに、いつまでもその事実苦しめられ続けるのである^{14,15,16}。

(2) 刑事訴追

いうまでもなく、体罰は学校管理下であれ、暴行罪や傷害罪の構成要件を充足する犯罪であり、本来的に正当業務行為として違法性が阻却される類のものではない。教師による行為に対する判決には、「学校教育法第11条は『校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、監督官庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。』と規定しており、これを、基本的人権尊重を基調とし暴力を否定する日本国憲法の趣旨及び右趣旨に則り刑法暴行罪の規定を特に改めて刑を加重すると共にこれを非親告罪として被害者の私的処分に任さないものとしたことなどに鑑みるときは、殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されない」¹⁷とするリーディングケースが存在している。

しかしながら現実には、部活動指導における体罰行為に対して刑事法が適用されることは、むしろ稀なことである。確かに、刑罰はあくまで最終手段として用いられるべきであるという「刑法の謙抑主義」からしても、その適用にあたっては慎重にならざるを得ないことは言うまでもない。しかしながら、とりわけ学校管理下におけるスポーツ指導者の暴力行為に対しては、起訴・不起訴を判断する検察において、教師の側の認識があくまでも「指導の一環」であり（違法性阻却）、有害な結果が発生するとは「まったく予見していなかった」（過失の前提となる予見可能性なし）し、有害な結果の発生を「意欲も認容もしていなかった」（故意の不存在）し、悪しき結果に対して教師の作為・不作為がどれだけ寄与したのかも不明（相当因果関係不

成立）などの判断が下されがちである¹⁸。

本件でも、当初顧問及び副顧問は業務上過失致死容疑で書類送検されていたが、大分地検が不起訴処分にしたため、被害生徒の両親が2013年1月に大分検察審査会に審査を申し立てた¹⁹。検察審査会は2013年7月に「不起訴不当」と決議し、地検は再捜査を行ったが、その結果、2014年1月に「教諭らが適切な処置をとれば命が救えたとは断定できず、発症前に予測して練習を中止するなどの対処ができたとも言えないため、教諭らに刑法的責任を問うのは困難」として、「嫌疑不十分で不起訴」との処分を下した^{20,註5}。そのため両親は2017年5月16日に、福岡高検に対し不服申立てを行っている。

本件のような体罰による死亡事件被害者遺族にとって、わが子を死に至らしめるような行為を行った指導者が何らの罪にも問われまいということは、到底理解し難いことである。まして、交通事故のように、被害者と加害者の関係が瞬間的なものではなく、被害生徒は長期間、逃走も抵抗もできない閉鎖的空間と濃厚な人間関係の下で、指導者の指示と判断に身を委ねるしかなかったのであり、そこには排他的な支配関係が存在しているのである。そうした状況において、結果一生徒の死一が、いかに指導者の側が積極的に望んだものでなかったとしても、そこに至る経過には明らかな違法性や避難可能性が存在するといえる²¹。このように、刑法（訴追側）と被害者の感覚とは、著しい乖離が存在しているのであって、両者のギャップを埋めることは甚だしく困難である。

思うに、本件では、被害生徒に対し、①もはや「しごき」と言い得る練習が集中的に加えられ、②給水も許されないうまま、③意識朦朧とした状態で技を正確に行うことが到底できない状態となっていたのに対し、何らその健康状態に配慮することのないまま漫然とその過酷な練習を行わせ続け、④生徒が「もう無理です。」と申告したにも関わらず、さらに同様の練習を継続させ、⑤やがて竹刀を落したことに気付かないという明らかな異常状態を呈し、副顧問も他の部員もその異常を認識していたにもかかわらず、⑥その状態の生徒に対し倒れるほどの強い力で右横腹付近を前蹴りし、⑦壁に向かって額を打ち付け流血するほどの状態を呈してもなお、馬乗りになって10回もの往復ビンタを行った、とする一連の行為は、もはや「指導」や「鍛練」の範疇を優に凌駕するものであり、少なくとも、明らかに刑法上の暴行の要件を満たすものというべきであろう。そして、そのような顧問の作為・不作為がなければ、被害生徒が頭部を流血するほどの傷害を負い、さらには重度の熱中症を呈することはなかったものであって、その時点で少なくとも暴行の結果的

加重犯である傷害の罪に該当すると解するべきである。顧問は、生徒を排他的に支配していたのであって、一連の暴行の中の①～④までのいずれかのできるだけ早い段階で生徒の状態（発汗・発熱・脈拍・意識状態等）を確認し、《熱中症に対する保健体育教員としての正しい知識に基づき》適切に休憩を与え、水分を補給させ、熱中症の発症を回避させる法的責任を有していたものと言い得る。したがって、検察による「教諭らが適切な処置をとれば命が救えたとは断定でき」なかったとの判断は、一連の暴行の末期の段階（④ないし⑥の段階）にしか妥当しない理屈であって、その前段階である①～④の救命可能性の高い段階について一切考慮していない点で、きわめて不当であるといえよう。

(3) 求償権行使懈怠違法確認等請求（住民監査請求）訴訟

しかるに本件では、民事、刑事と、いずれの方法でも顧問・副顧問の個人責任を追及する途が閉ざされようとしていたところ、被害生徒の両親はさらに追及の手を緩めることなく、県が顧問らに対し求償権の行使を怠ったことを違法とする住民監査請求を行うことを決断した。再度確認すると、ここでの「求償権」とは、国家賠償法1条2項の規定に基づき、債権者（両親）に対して債務を弁済した者（大分県）が、一定の法律上の理由（重過失の存在）に基づいて他の者（顧問ら）に対し、その者が負担すべき部分の返還を請求する権利のことをいう。そこで両親らは、公金の不当な支出に対する是正のための住民監査請求に関する『地方自治法』の規定に基づき、「県が本件事故につき重過失のあった顧問・副顧問に対し、求償権の行使を怠る事実が違法であるとの確認を求める」との訴訟を大分地裁に提起したのである。

そのため、本訴の争点は大きく、①顧問らに被害生徒の死亡に対する重過失があったか否か、②県が顧問らに対し求償権を行使しないのは違法であるか否か、の二点に集約されたのであるが、①重過失の部分については、すでに述べたところである。なお重過失とは、通常の過失に比べて注意を著しく欠くものをいい、著しい不注意、怠慢の場合で、ちょっとした注意を払えば十分被害の発生を食い止められたのに、その“ちょっとした注意”すら怠ったという、強度の注意義務違反を指す²²。つまり、招来した事故が、ほとんど故意に近いほどの注意欠如によって生じたものであったと評価できる場合をいう^{註6)}。

なぜ国家賠償法は、当該公務員に代わって被害者に賠償した金員につき、《当該公務員に故意または重過失のある場合に限って》、内部的に求償できるとしたのかといえば、立法時の政府委員によって「公務員が職務

執行について臆病になって正当な職務の執行さえ十分に行えないことを恐れた」ためであると説明されている²³。また、行政法学者の宇賀教授（東京大学）²⁴は、「国家賠償法1条2項に基づく求償は、国家賠償法により被害者から国民全体へと分散された損害を公務員個人に集中する機能を有する。公務員への損害の集中は、公務員に対して一定の委縮効果をもちうる。」としつつも、「故意重過失がある場合にまで、損害分散機能を制裁・違法行為抑制機能に優先させる必要はない」として、求償制度は維持されるべきだとする。

そこで本件判決では、②の部分認定するにつき、その前提事実として、部活動の顧問としての活動が正規の勤務時間外に及んで実施されているが、教員特殊業務手当（部活手当）は僅少であること、したがって部活動指導は「各教員のボランティアな勤務という取扱いにならざるを得ないが、部活動をしたという生徒の要望に応えたいとの教員の熱意と献身的な努力によって支えられていると認められる」こと、さらに本件顧問は「本件事故のあった平成21年の4月に竹田高校に赴任し、部活動である剣道部の指導を行っていたところ、その練習は放課後だけでなく、土日のいずれも行うことが多く、熱意をもって剣道部の指導に当たっており、本件当日までの指導の姿勢に大きな問題点があったとまではいえず、少なくとも学校側からその部活動の指導等について明確に注意されていたといった事情は窺われないこと」、そして本件剣道場は風通しが悪く、出入り口の窓を全開にして大型扇風機3台を使用していたものの、胴衣等を干しても乾かない程の多湿環境であったところ、本件顧問は、「本件事故当時までに、部員らに対し、塩分補給や水分補給について注意を促したり、大型扇風機1台や10l入りのタンクを自費で購入したり、学校側に網戸の設置を依頼したり、あるいは、休憩時間を長めにとるようにしたりするなど夏場の練習時の事故防止のための対策をしていた」ことなどを認定した。

つまり判決は、本件Aの剣道部の顧問としての活動は私利私欲のためではなく、あくまでも部員たちの希望をかなえるための献身によるものであって、これまでその指導方法の問題点が学校側から指摘されたことはなく、さらに熱中症を防止するために様々な対策を講じていた中で、本件が発生したと認定したことになる。しかし、被害生徒の遺族や元部員たち、とりわけ同じ剣道部に所属していた被害生徒の弟は、Aが稽古中にしごきなどの体罰を日常的に行っていたと述べており、さらに前任校でも「行き過ぎた指導」と「体罰」が問題視され、Aが竹田高校に赴任する前に、当時の剣道部員の保護者が教育委員会に「顧問を剣道部のない学校に移らせて欲しい」と訴えに行ったことなどが

報道されている²⁵。

剣道などの武道系の部活動では、指導者が圧倒的な段位の高さなどによって絶対的権力者となり、特定の生徒に対して「精神を叩き込む」「荒稽古」などとして、集中的に負荷の高い稽古をつけ、限界まで追い込むなどの行為が行われがちである²⁶。特に武道では、規律や精神性が重んじられ、そのための精神修行は稽古の厳しさの中で培われると考えられる傾向が強い。それゆえ、「しごき」や「荒稽古」のような暴力性を帯びた「過酷な」指導であっても、外部の、とりわけ剣道の未経験者がそれに疑義を呈したり、「指導方法の問題点を指摘する」ことは非常に困難である。それなのに内部者であっても、絶対的権力者である顧問の指導に異を唱えることは、それ以上のタブーだと見なされ得る。本件判決においても、剣道五段の副顧問であっても、「顧問であるAの意向に反することは困難なものであった」と認定しているところである。

確かに「外形的」には、部活動指導を行う教師は、手当もほとんどない中、自らの休日も割き、必要とあらば自腹を切って部活動の備品を揃えるなど、部員たちのために滅私奉公する聖職者に他ならないであろう。しかし、そうした外形を持つからこそ、顧問が部活動を私物化し、自分の気分に任せた、ただ過酷なだけの理不尽な練習で生徒を痛めつけ、完全服従させるという、きわめて不健全な部活動の温床になるのだともいえよう。顧問が自らの欲望—名誉欲や支配欲、時には性欲までも—を満たすために部員を利用して取り返しのつかない損害を与えた事例は、後を絶たないのである^{14,27,28}。したがって、「被害者から国民全体へと分散された損害を集中させる」ことによって、こうした不適切かつ不健全な部活動運営に対し、一定の「委縮効果」を期待することは、その法意からしても、きわめて正当なものであろう。

果たして、本件判決は、部活動顧問というボランティアな活動への献身を前提としてもなお、本件顧問には「重過失があるといわざるを得ない」と認定した。ただし、判決はこれに続けて「本件事故は、顧問Aにおいて、主将であり部員の中で唯一3段を有していた被害生徒に対する期待等と相まって、指導に集中する余り許容限度を超える指導を行う中で生じたものとみられることなどからも、「損害の公平な分担という見地から信義則上、県は、損益相殺後残存する損害額200万円の2分の1の限度においてのみ、Aに求償を請求することができる」とするのが相当である」と認定した^{註6)}。

なお、「指導に集中する余り」が「暴力」の免罪符になるのであれば、あらゆる部活動顧問による暴力については、故意責任が問えないことになり得るため、甚

だしく不合理であるといえよう。

それでも、本件判決の重要な意義は、金額の多寡に関わらず、これまで公務員たる教員の個人責任を問う際に巨大な壁として立ちはだかっていた「国家賠償法」に小さく開いていた「1条2項」という「抜け穴」を通過することができたという点にある。これは、本件顧問の「過失」が故意と同視し得るほどに甚だしいものであったということ、そしてそのような場合にまで、自治体が公務員個人の負うべき賠償を代位するいわれはない、とする新たな司法判断が示されたということである。「わが国では、国家賠償法1条2項に基づく求償権の行使は、ほとんど行われていないと思われ、この求償権に基づく訴訟についての判例も皆無の状況である」²³ことに鑑みれば、今後、公務員による明らかな人権侵害行為につき、国家賠償法1条1項を隠れ蓑にして個人責任を回避させようとする行政の姿勢に対して、住民の厳しい目が向けられるきっかけになるであろう。そして、およそ公務とはかけ離れた教員の人権侵害行為によって著しい損害を与えられた被害者たちにとって、この判決が僥倖となったことは間違いない。

V. 結 語

この「大分県竹田高校剣道部熱中症・暴行死事件」の被害生徒・工藤剣太さんの母・奈美さんは、本学で2016年11月8日に開催された「第1回 学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会」に登壇され、当時の部活動顧問の様子につき、休憩時間になると部員たちは、椅子に座っている顧問に真っ先に水を持って行き、顧問が飲み終わるのを正座して待っている、その後ようやく水分補給が許されるのだが、「水を飲むと身体の動きが遅くなって、顧問に叱られる、怒鳴られる」ため、部員たちは異常な高温多湿環境の中での激しい稽古中であって、小さな紙コップ2杯分しか水分を摂らなかったのだと語った。そして、2名の部員が軽度ないし中等度の熱中症の症状を呈したが、顧問は「何やってるんだ、できるだろ」と頭を叩き、そのまま練習を継続させたという。こうした中で、剣太さんにも熱中症の症状が現れてきていたのである。このような圧倒的な力関係にあって、怒られるのは分かっているながらも、はじめて剣太さんは「もう、無理です」と、顧問に申し出たのであり、奈美さんからすれば、それは「命乞い」であった。それなのに顧問は、剣太さんの必死の訴えに聞く耳を持たず、さらに過酷な練習を課し、もはや意識朦朧の異常な状態を呈した剣太さんにまたがり、「演技をするな」と往復ビンタを繰り返したのである。

筆者は、大分地裁で2016年10月20日に行われた顧問の証人尋問を傍聴した。これまで散々、顧問による

耳を疑うような暴力的指導の状況を伝えられてきたが、果たして顧問自身は、当時どのような認識を有していたのか、そして現在どのように思っているのかを、どうしても本人の口から聞きたかったからだ。

事件当日、顧問は、剣太さんを打ち込み練習（最初に面を打ち、相手の横を抜けて振り返り、次に面を打って体当たりし、引き面を打つ。次に小手面、引き胴を打ち、最後面で抜ける。小技7本の組み合わせ）で、1人だけ居残り練習させている。この間顧問は、発声に問題があるとして剣太さんの突き垂れを持ち上げた上で、そのむき出しになった喉付近を叩いているが、どうしてこのような指導になったかと問われ「体が疲れてきている時にはそういった意識が集中できないという状況もあったりするので、『ここにより集中するんだ』という意味合いの中での動作」であって、「それまでも何度も繰り返して本人に指導していたので、より意識してもらうためにそういうふうになりました。」と述べた。さらに、小技ですべきところを大技にするミスを繰り返したことについては、「一生懸命やってるのは分かるんだけど、集中力が切れる時に彼は必ずそういったミスをしていた」とし、さらに「もう無理です」と言われた時については「持久力がないので疲れてそういうふうにしたのかなという思いがしました」「まだ大丈夫だろうというふうに思っていました」と、剣太さんの疲労度や意識状態について、あくまでも集中力や持続力の問題であるとの認識しか持ち得なかったということを明らかにした。

そして、当時竹刀を落したことに気付かず構え続けた剣太さんに対し、顧問が「演技じゃろうが」と言いながら右横腹付近を前蹴りにして倒したとされている点につき、「疲れた時っていうのは気弱な部分が出てくるので、しっかりせんかという声掛けをすることで気持ちを奮い立たせて頑張るだろうと思った」「本当に自分がきつところを乗り越えた、克服したという自信をもって試合に臨んでもらいたい」という一心であったとし、さらに倒れた剣太さんの頬を叩いたことについては、「疲れから来る彼の気持ちの弱さっていか気弱になってる部分が出てきたのかなと思って、しっかりしろという意味合いで頬を叩いた」「気弱になってもう疲れてるから練習したくないなっていうふうに思ってるんじゃないのかなと思ひ、そういう動作に出た」「（「演技するな」と言ったことについては）気持ちを奮い立たせようと思って言いました」と説明した。

生徒が肉体的限界を超えたとしても、それを「演技」として取り合わないのであれば、いよいよ「取り

返し」の付かない」つまり、顧問から見て明らかに「これは演技ではない」と理解できる一状態になるまで、過酷な練習が継続されるということである。そうであれば、それは顧問が練習を中止する判断をした時点で、救命可能性が極めて低くならざるを得まい。すなわち、検察が主張する「教諭らが適切な処置をとれば命が救えたとは断定できず、発症前に予測して練習を中止するなどの対処ができたとも言えないため、教諭らに刑事責任を問うのは困難」というロジックは、顧問が生徒の限界まで過酷な負荷をかけ、結果死に至ったとしても、刑事責任を問うことはできないというに等しい。

筆者はかつて、法学修士学位論文として『児童虐待の刑事法的研究—児童虐待致死への殺人罪適用の妥当性—』²⁹のタイトルの研究論文を書いた。そこでは、「児童虐待において、子のしつけのための懲戒権の行使として暴力をふるったにほかならない場合、そこに殺人の故意を認めることは困難である。しかし、暴力の態様がすでにしつけとは到底言えないものであり、児童を憎悪することによって行為をエスカレートさせ続けた場合、右暴力が行きつく先に児童の死亡があることは、予測の範囲に属するはずである。そしてこのような場合に、行為者においては自己の暴力の結果を未必的に認識していたと評価される。過度の児童への暴行が死へと結びつくと考えるのは、責任ある成人として当然のことである。そして、そうした思考をもって暴力を繰り返すことによる死は、行為者においては少なくとも、二次的に求められた結果と評価される。」(108頁)「虐待加害者はしばしば『しつけ』という用語を用い、暴力の正当性を主張する。そして児童相談所は、親の「懲戒権」の前に二の足を踏む。しかし、両者における暴力の正当性の認知は、明らかに誤っているのである。したがって、このような懲戒権についての一般的な誤解が致命的な虐待を生み出す契機となっているのであり、児童の保護のためには、虐待行為は明確に違法行為であると一般に知らしめることが必要である。」(137頁)と主張しているが、この論はそのまま、本件のような部活動における暴力的指導にも該当すると思われる。

かつて児童虐待は、家庭という密室の中で、親が「懲戒権」の名の下に、圧倒的な力をもって、一方的に行う暴力であったが、「法は家庭に入らず」という刑法の謙抑性により、児童が死に至ったような場合に限り、非常に限定的な範囲で、加害親に対し制裁を課してきた。しかし現在に至っては、児童虐待に対する啓発活動の結果、社会的な認知も進み、子どもが死亡してようやく事後的に親を制裁するのではなく、各自治体単位で予防的な措置を講じようになり、子どもの命を守

ることは国家の、そして社会の責務であるとされている。そして、こうした社会の成熟があってこそ、児童虐待に対しては、積極的に警察が介入し、厳罰化が促進されるに至ったのである³⁰。

部活動における暴力的指導にあっても、「法は教育になじまず」という法諺と相まって、その密室性、逃走・抵抗不可能性、世代間連鎖、依存性・嗜癖性など、児童虐待と同様の病理を孕んでいる^{31,32}。

部活動における暴力的指導を「体罰」と表現する場合、学校教育法及び文科省の見解によれば、懲戒を与えざるを得ないような生徒の問題行動が先行し、教師が「教育上必要な限度で」懲戒を加えるべきところ（法11条）、それが「身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された」場合³³ という意味になる。その場合、何を以て「生徒の問題行動」とするのか、「教育上必要な限度」とはどのようなものか、ということがまず問題となり、次に教師の行った行為が「身体的侵害」に該当するのか、という観点から、その違法性が検討されることになる。しかし、剣道のような武道（格技）では、しばしば「問題行動」がその武道固有のルール（作法や型、求められる精神性など）の違反に求められるため、その違反行為が、指導者によっては非常に恣意的に設定され得る。そして、「身体的侵害」を含む稽古・鍛練・懲戒方法は、武道の特性とも言い得る（本件では、個人の体力・生理の限界を超えた打ち込み稽古）ため、是認されやすい。そのため「武道教育において必要な限度の懲戒であった」との言い逃れがされやすく、少なくとも「ずっと繰り返されてきた練習方法であり、これまで特に問題となることもなかった」として、その暴力的指導の不適切性や危険性を認識していなかったと主張されがちである。しかし、こうした度を超えた稽古・鍛練・懲戒を生徒に対し一方的に課すことのできる顧問は、生徒にとっては恐怖の対象でしかなくなり、いかにその指導方法に不満を持ったとしても、異を唱えることはできず、ただ怒りを買わないよう、言われたことを粛々とこなすしかなくなってしまう。そして、本件のように仮に体調に異変を覚えた場合でも耐えるしかなく、耐えきれず申告した場合にも「気弱になっている」と一蹴されるのであれば、こうした関係性の中で部活動を行うこと自体、生徒にとっては深刻かつ切実な暴力性を帯びたものであり、常に生命の危険に晒されているものと言わざるを得まい。

大分県による本件判決に対する控訴理由は、「判決は教職員の部活動への携わり方にも大きな影響がある

ため、上級審の判断を仰ぎたい」というものである³⁴。本件判決が、部活動顧問の活動に対して影響を与えるのであれば、それは「生徒の体調に十分に留意すること」「生徒の限界を顧問が決めるという傲慢な考えを改めること」という、きわめて常識的な考え方が浸透することではないだろうか。

本件の控訴審に注目したい。

VI. 参考文献

1. 平成22年（ワ）第222号損害賠償請求事件判決（大分地裁平成25年3月21日判決、判時2197号89頁）、平成27年（行ウ）第6号求償権行使懈怠違法確認等訴訟事件判決（大分地裁平成28年12月22日判決）。
2. 雄川一郎「行政上の損害賠償」、田中二郎他編『行政法講座・第3巻・行政救済』、有斐閣、1965年、26頁。
3. 古崎慶長『国家賠償法』、有斐閣、1971年、202-203頁。
4. 渋谷秀樹『憲法〔第2版〕』、有斐閣、2013年、490頁。
5. 『朝日新聞』2009年12月29日大分地方版朝刊、19頁。
6. 梅木崇「国家賠償法1条1項における『公権力の行使』の概念」、駒澤大学法学部『政治学論集』32巻、1-20頁、1991年。
7. 損害賠償請求事件 静岡地裁昭和63年2月4日民二部判決（判例時報1266号90頁・判例タイムズ664号121頁）。
8. 損害賠償請求事件 福岡地裁飯塚支部昭和34年10月9日判決（下級裁判所民事裁判例集10巻10号2121頁）。
9. 損害賠償請求控訴事件 大阪高裁平成26年1月31日判決（LEX/DB 文献番号 2014WLJPCA01316001）。
10. 損害賠償請求事件 名古屋地裁平成23年5月20日（判例時報2132号62頁）。
11. 損害賠償請求事件 東京地裁平成16年1月30日判決（判例時報1771号168頁）。
12. 21の被害者家族著・田原圭子編『問わずにはいられない—学校事故・事件の現場から』、あうん社、2015年。
13. 宮脇勝哉・宮脇啓子『先生はほくらを守らない—川西市立中学校 熱中症死亡事件』、エピック、2004年。
14. 南部さおり「学校事故における修復とは—2つの柔道事故と学校側の対応から考える—」、『修復的正義の諸相—細井洋子先生古稀祝賀』、成文堂、265-283頁、2015年。
15. 奈良県下北山村立中学校暴行傷害被告事件、大阪高等裁判所昭和30年5月16日判決（高裁判例集第8巻4号545頁）。
16. 南部さおり「柔道練習中の死亡事例への刑法の適用に関する考察」、『横浜市立大学論叢 人文科学系列』、64巻3・4号、251-276頁、2013年。
17. 「竹田高事故、検察審へ」『朝日新聞』2013年01月19日大分全県・1地方版朝刊、31頁。
18. 「竹田高剣道部員の死亡事故、元顧問ら2人不起訴遺族『学校は守ってくれない』」『朝日新聞』2014年01月09日大分全県・1地方29頁。
19. 南部さおり「松本市柔道事故と強制起訴、刑事裁判」、『横浜市立大学論叢 人文科学系列』、65巻1号、157-195頁、2014年。
20. 内田貴『民法Ⅱ 第3版 債権各論』、東京大学出版

- 会, 2011年.
21. 昭和22年7月26日衆議院司法委員会における政府委員の答弁。(総務省インターネット資料収集保存事業) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/komuin_taishoku/pdf/080222_1_si5.pdf
 22. 宇賀克也『国家賠償法 [昭和22年] (日本立法資料全集)』, 信山社, 2015年.
 23. テレビ朝日「追跡! 真実の行方 背景に『体罰』? 大分17歳少年熱中症死の“真相”」, 2013年6月20日放送.
 24. 「学校・部活動における重大事故・事件から学ぶ研修会」で剣道精神のあり方を考える～日本体育大学の新たな試み～『月刊 剣道日本』2017年4月号, 90頁.
 25. 岡邦行「部活で我が子を失くした遺族の『生の声』を体育大生に一日体大が取り組む画期的な研修会―『体育科教育』2017年2月号, 66-69頁.
 26. 池谷孝司『スクールセクハラ なぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』幻冬舎, 2014年.
 27. 明治大学法学研究科公法学専攻1999年度修士論文, 明治大学図書館所蔵.
 28. 南部さおり『児童虐待一親子という絆, 親子という鎖』, 教育出版, 2011年.
 29. 南部さおり『部活動の安全指導―先生方に心がけて頂きたいこと―』, 名古屋市教育委員会, 2014年. http://judojiko.net/apps/wp-content/uploads/2016/07/bukatsu_anzen.pdf
 30. 耕論「部活の体罰なくせるか」『朝日新聞』2016年11月23日朝刊17頁.
 31. 24文科初第1269号平成25年3月13日体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
 32. 「大分・竹田高剣道部の熱射病死亡: 県が控訴」, 『毎日新聞』2017年1月6日, 西部朝刊 25頁.

註 釈

- 1) 顧問は法廷で、パイプ椅子は一人「合格」を出した生徒の足元めがけて投げたと証言している。しかし部員らの証言では、実際には被害生徒に向けて投げられており、「合格」を出した生徒においても、「自分に投げられたとは思わなかった」と語っている。
- 2) 被害生徒が「生徒は面をはぎ取るように外し、次いで胴の後ろに手を回して一生懸命外そうとする仕草をし、さらに自らの太腿付近を両手で叩き始めた」という一連の動作の中で、顧問が胴を外そうとしている生徒に対し「何をしている!」と怒鳴り、生徒が直ちに「本能です!」と答えたという。これは、熱射病の経過で体温が極めて高温になったため、何とか体内から熱を逃がそうと本能的に動いていたことがうかがえる。また、太腿付近を両手で叩き始めたのは、太腿が熱痙攣を起こして強い痛みを感じていた事実を示していると考えられる。熱痙攣は、血液中の水分と塩分が不足し、電解質が失われたために

- 起こる。
- 3) 大分県と豊後大野市が協議して、損害額を半額ずつ負担すると決定した。
 - 4) 註3の賠償金より金額が増えているのは、民法所定の年5分の遅延損害金(利息分)が加算されたためである。
 - 5) 2004年5月の検察審査法改正によって、自治体ごとにくじで選任された有権者が「検察審査員」となって不起訴事案に対して審査を行い(検察審査会)、「起訴決議」を決定する権限が付与された。しかし、検察審査会の「起訴決議」を受け「再捜査」した検察にあっても、その後はやはり「不起訴処分」にしてしまうことがほとんどであったため、2009年5月の再度の法改正で、検察審査会に強制起訴の権限が与えられることとなった。それでも、実際に強制起訴にまで至った事案は、2016年2月に東京電力福島第一原発事故をめぐる業務上過失致死罪に問われた東電の元会長ら元幹部3人に対するもの(2017年3月時点で公判前整理手続中)を含め、わずか11件にとどまっており、うち有罪判決を受けた事案はわずか2件に過ぎない。そのため、実質的には検察の「起訴便宜主義」に基づき「不起訴処分」とした判断を崩すこともまた、非常に困難であるといわざるを得ない。
 - 6) ただし、本訴原告側の主張としては、「故意に近い注意欠如」という定義に頼らず、①わずかな注意を払えば有害な結果発生が容易に予見し得たか、②注意を甚だしく欠いていたか、という2つの要素で判断するよう裁判所に求めている。特に前者によれば、剣道有段者で熱中症の知見も有していた顧問に対しても、顧問と同等の措置を取るべき義務を認めざるを得ないからである。
 - 7) 本件では、諸事情を考慮し、「県が顧問に対して有する求償権は100万円が相当」としたものであったが、両親らが求めた県の負担した賠償金である2,755万円余には遠く及ばない金額である。この理由としては、本件賠償金が、県の加入していた「学校管理者賠償保険」によって補填されたものの、同保険の免責金額200万円については賄われなかったため、結局県は200万円の限度で賠償金を負担することになったという事情による。そして判決は、県がその負担分の2分の1の限度でのみ、重過失のあった公務員であるAに対して求償権を有する、としたものである。この点、もしすでに保険金支払いのあった2,555万余円についても顧問に負担させたいとするのであれば、保険会社に対して別訴を提起する必要があるが、極めて複雑な訴訟となるし、そもそも「訴えの利益なし」として裁判所から却下される可能性すらあろう。

〈連絡先〉

連絡者: 南部さおり
住 所: 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町 1221-1
所 属: スポーツ危機管理学研究室
E-mail アドレス: nambu3@nittai.ac.jp

正誤表

該当ページ(行)	誤	正
5ページ・右段(上から4行目)の文献番号	4	2
5ページ・右段(上から7行目)の文献番号	5,6	3,4
5ページ・右段(上から18行目)の文献番号	7	5
5ページ・右段(下から6行目)の文献番号	8	6
5ページ・右段(下から4行目)の文献番号	9,10,11	7,8,9
5ページ・右段(下から2行目)の文献番号	12	10
6ページ・左段(上から1行目)の文献番号	13	11
6ページ・左段(上から16行目)の文献番号	14,15,16	12,13,14
6ページ・左段(下から16行目)の文献番号	17	15
6ページ・右段(上から1行目)の文献番号	18	16
6ページ・右段(上から5行目)の文献番号	19	17
6ページ・右段(上から11行目)の文献番号	20	18
6ページ・右段(上から25行目)の文献番号	21	19
7ページ・左段(下から7行目)の文献番号	22	20
7ページ・右段(上から3行目)の文献番号	23	21
7ページ・右段(上から3行目)の文献番号	24	22
8ページ・左段(上から1行目)の文献番号	25	23
8ページ・左段(上から6行目)の文献番号	26	24
8ページ・左段(上から29行目)の文献番号	14,27,28	12,25,26
8ページ・右段(上から14行目)の文献番号	23	21
9ページ・右段(上から15行目)の文献番号	29	27
10ページ・左段(上から4行目)の文献番号	30	28
10ページ・左段(上から8行目)の文献番号	31,32	29,30
10ページ・左段(上から16行目)の文献番号	33	31
10ページ・右段(上から1行目)の文献番号	34	32